

令和3年度第4回八尾市社会教育委員会議（書面審議）書面表決結果

議決方法：令和4年3月18日を期限とする書面審議

—次第及び議決・意見—

○議題 令和3年度第3回社会教育委員会議録の承認

- 全ての委員からの承認が得られましたので、原案のとおり承認とさせていただきます。

○事務局からの報告事項

ご質問・ご意見はございませんでした。

○その他

- 社会教育施設における指定管理者の指定について（資料9）

八尾市立くらし学習館の指定管理者の選定にあたって、公募ではなく、非公募とされた理由についてご質問がありました。

「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第5条に、公募によらない候補者の選定等に関する規定があります。

この規定では、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力の積極的活用により事業効果が相当程度期待できると思慮するとき、その他公募を行わないことに合理的な理由があるときには、市が出資している法人や公共団体、公共的団体等を候補者として選定することができるかとされております。

加えて、「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」において、条例第5条を踏まえ、非公募にあたる事由として「コミュニティ施設などにおいて、地域の特定団体等が運営することにより、地域の人材活用等、地域との連携が図られ、自治の高揚等、地域分権の推進が期待できる」と掲げられております。

これらの規定に基づき、現指定管理者が施設設置の目的の実現と安定した管理運営を行ってきたこと、地域と密着したこの間の実績、そして選定にかかる事務の効率化等を勘案し、市の指定管理者制度に関する条例や基本指針に照らして、非公募理由に合致すると判断しましたので、非公募による選定としたものです。